2021年（令和3年）10月号

11200日



ハラスメント・メンタルヘルスの情報発信

いきいき職場通信

発行：フローリッシュ社労士事務所

ハラスメント裁判のマンガを読んで、下欄の問題について考えましょう

ハラスメント

**＜裁判までの経緯＞**

甲は、土木建築会社X社に養成社員※として入社し、道路工事の作業所に配属されたが、先輩社員乙によるパワハラを受け、肉体的、精神的苦痛を被ったとして、甲の両親がX社に対して損害賠償の支払いを求めた事案。なお甲は、先輩社員乙らと居酒屋で飲酒後に、自ら車を運転して先輩社員乙らを自宅に送る途中、交通事故で先輩社員乙らと共に死亡した。

※ 一般の社員のように退職まで勤務することはなく、建設業を行うに当たって一人前になるよう養成を受
け、概ね4、5年で退職し、その後は父親などが経営する建設会社で跡継ぎとなる者をいう。



甲の両親は、パワハラを放置したこと、また飲み会に参加させたことについて

X社を訴えましたが、訴えは認められたでしょうか？

答は次のページにあります。



答 ： パワハラを放置したことへの訴えは認められたが、

飲み会に参加させたことへのX社の責任は認められなかった。

**＜裁判の解説＞**

〇 パワハラ防止義務違反について

甲は、乙から極めて不当な肉体的、精神的苦痛を与えられ続けていましたが、作業所の責任者である丙所長は何らの対応も採らなかったどころか、問題意識さえ持っておらず、その結果、X社としても、何ら甲に対するパワハラを解消するべき措置を採っていませんでした。このX社の対応は、安全配慮義務に違反しているとして、150万円の損害賠償が相当であると認められました。

〇 飲み会に参加させたことについての責任について

本件交通事故当日、甲は、工事長、先輩社員乙らとともにお好み焼き屋で飲食した後、先輩社員乙らと居酒屋に行っていますが、丙所長は参加しておらず、工場長や一部の先輩は居酒屋に行っていないことなどからすれば、甲が先輩社員乙らからパワハラを受けていたとしても、Z社の職務の一環として飲食に参加しなければならないといった強制力があったとまでは認められませんでした。そのため、飲み会に参加させたことについてのX社の責任はないと判断されました。

※漫画は判例をもとにイメージで作成をしました。正しい内容については判例記録を参照してください。

日本土建事件　津地裁平21.2.19判決　労判982号66頁



メンタルヘルス

パワーナップ（積極的仮眠）で疲労を回復する

皆さんはパワーナップという言葉を聞いたことはありますか？

パワーナップとは、12時から15時くらいにとる15分～30分ほどの睡眠、簡単に言えばお昼寝のことです。

お昼寝には夜の睡眠の3倍の疲労回復効果があると言われています。
　短時間の睡眠でも、集中力向上やストレス解消、疲労回復など、さまざま効果を得られます。睡眠不足を感じている方は、会社の昼休憩を利用して、パワーナップをしてみることをお勧めします。

パワーナップの効果的な実践方法をご紹介します。

・座った姿勢で眠る…机に突っ伏した状態や椅子の背もたれに寄りかかって寝る。

・光をシャットアウトする…明るい窓際ではなく奥まった場所を選んだり、アイマスクをつけたりする。

・心地よい雑音環境をつくる…騒がしい場所で仮眠するときは、脳の活動を抑え、眠りを促すとされる
「ホワイトノイズ」（雨や波、風の音のような心地よい雑音）を聴けるアプリなどを活用する。

起きた後は体を伸ばす等の軽めのストレッチをすると、良いでしょう。

私たちが思っている以上に脳は疲労しています。ぜひパワーナップを実践して、疲労を回復しましょう。

ハラスメントに関する相談は下記窓口にご連絡ください。秘密は厳守します。

**E–mail　：○○○○○○**

**内線番号：○○○、○○○**

**担 当 者：○○○、○○○**